



国海安第163号
平成20年12月24日

(社)日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全基準課長
秋田 務



船舶検査心得の一部改正について

船舶長距離識別追跡装置 (LRIT) 導入のために船舶設備規程等が改正 (平成二十年十二月二十二日公布) されたことを踏まえ、船舶設備規程 (昭和九年逡信省令第六号) 及び航海用具の基準を定める告示 (平成十四年国土交通省告示第五百十二号) に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することとしましたので、よろしくお取り計らい願います。

また、関係各位への周知方よろしくお願い致します。



船舶検査心得の一部改正（LRIT）について

1. 経緯

平成18年5月に開催されたIMO第81回海上安全委員会(MSC81)において、船舶長距離識別追跡装置(Long-Range Identification and Tracking system, 以下「LRIT」という。)の導入のための1974年SOLAS条約附属書第V章の改正案が採択されている。

本条約附属書の改正を国内法令で担保する必要があるため、船舶設備規程等について所要の改正を行ったところであり、当該改正に対応して船舶設備規程等の関係心得の改正を行う。

2. 改正の概要

- (1) 船舶設備規程第146条の29の2の「管海官庁の認める場合」は海上保安庁の船舶及び水産庁の船舶であって漁業の取締りに従事するものの場合とする。
- (2) 航海用具の基準を定める告示第24条の2第1項第一号イの「船舶長距離識別追跡装置の識別番号」とはインマルサット運用者から装置に割り当てられる識別番号とする。

3. 改正心得の適用日及び経過措置

船舶検査心得の改正は、平成20年12月31日より適用する。

○船舶検査心得 3-1 船舶設備規程

(傍線の部分は改正部分)

備考	現行	改正案
	3-1 船舶設備規程	3-1 船舶設備規程
		<p>146.29-2 (a) 「<u>管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合</u>」とは、次に掲げる船舶である場合とする。</p> <p>(1) <u>海上保安庁の船舶</u></p> <p>(2) <u>水産庁の船舶であって、漁業の取締りの業務に従事するもの</u></p>
		<p><u>心得附則 (平成 20 年 月 日)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>本改正後の心得は、平成 20 年 12 月 31 日より適用する。</u>[*]</p>

○船舶検査心得 3-1-6 航海用具の基準を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
3-1-6 航海用具の基準を定める告示	3-1-6 航海用具の基準を定める告示	
第2章 航海用具	第2章 航海用具	
第14節 船舶自動識別装置等	第14節 船舶自動識別装置	
<p>24-2.0(a) 第1号イの船舶長距離識別追跡装置の識別番号とは、インマルサット装置をインマルサット運用者に登録する際に割り当てられる識別番号のことをいう。</p>		
<p>(施行期日) 本改正後の心得は、平成20年12月31日より適用する。</p>		<p>心得附則 (平成20年 月 日)</p>

事務連絡
平成20年12月25日

関係各位

総務省総合通信基盤局 衛星移動通信課
国土交通省海事局 運航労務課
安全基準課
検査測度課
海上保安庁総務部 情報通信課

船舶長距離識別追跡（LRIT）システムに係る状況について

標記について、今般、IMO事務局より、各国によるデータセンター設置に不可欠な試験実施に係る国際調整が遅延しているため、我が国を含む多くの国でデータセンターの設置を本年12月31日までにを行うことが困難な状況であるとの連絡がありました。これを受け、我が国のデータセンターについては新年以降所定の手続きを継続し、速やかな設置完了を目指すこととしたところですが、本遅延に関わらず、電波法及び船舶安全法に基づく日本籍船に対する検査認証等の諸手続については、法令で定める期限までに実施する必要があります。一方、電波法及び船員法に基づくLRIT装置の運用に関しては、データセンターの設置までの間、関係規定の適用を見送ることとします。

なお、本年12月に開催されたIMOの海上安全委員会で「LRITシステムの設置完了を加速するための移行措置及び方法(MSC.1/Circ.1299)」が定められており、LRIT装置の搭載義務が適用された船舶（2008年12月31日以降の最初の定期検査又は中間検査までは搭載を要さない旨の経過措置が規定されています。）が次の(1)から(3)を満足する場合には、2009年6月30日までの間に限り、PSCにおいて船舶が発信したLRIT情報を受信できないことのみを理由に拘留しないよう勧告されていますので、あわせ御連絡致します。
(詳細は別添を参照願います)

(1) LRIT データセンターを設置済み又は設置中であるとしてIMOのリストに掲載されている締約国の船舶であること。

注)我が国は、当該リストに含まれる旨の連絡がIMO事務局から来ています。

(2) IMOの定めた規定に従って実施された有効な適合性試験レポートを船上に有すること。

(3) 条約証書の“Record of Equipment”にLRIT装置の搭載の記載がなされていること